

令和7年度海外ビジネス展開支援補助金

【交付申請手続】よくある質問と回答(Q&A)

<交付申請について>

Q1. 他の補助金と同じ内容で同時に申請はできるか？

A1. 国や県、市町村や各種団体の補助金と同じ内容で同時に申請はできますが、いずれかの補助金に採択された場合は、他の補助金申請は取り下げなければなりません。
また、いずれの補助金においても、過去に採択された補助金と同じ事業内容での申請はできません。

Q2. 一つの事業者が令和7年度に2回以上交付を受けることができるか？

A2. できません。1事業者(代表者が同一の場合も含む)あたりの採択回数は、1年度当たり1回までです。

Q3. 海外からの調達先の多元化について申請することができるか？

A3. できます。ただし、本補助金の審査において、海外販路拡大に係る取組を重視しますので、調達先を多元化することで海外販路の拡大にどのように寄与するのかを明記してください。

Q4. 令和2年度及び令和3年度の「海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金」、令和4～6年度の「海外ビジネス展開支援補助金」の交付を受けたが、今回の公募に申請できるか？

A4. 申請できます。当該補助金の交付を受けた実績がある申請者の審査に当たっては、過去の補助事業の内容を確認のうえ評価を行いますので、過去に交付を受けた補助事業との違いについて、事業計画書に明記してください。

Q5. 「高度外国人材」とは、どのような人材ですか？

A5. 本補助金において、「高度外国人材」とは、海外において高度な能力や資格を有する次のア、イの全てを満たす外国人材等をいいます。

ア 在留資格「高度専門職」と「専門的・技術的分野」に該当するもののうち、技術、人文知識、国際業務、経営・管理、法律・会計業務に該当するもの。

イ 採用された場合、企業において海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの。

Q6. 海外販路を拡大するため新たに高度外国人材を雇用したいと考えており、海外で開催される高度外国人材のマッチングフェアに参加するが、この場合のフェア参加費や海外への渡航費を申請できるか？

A6. 申請できます。この場合、当該フェアの開催趣旨や参加費等が明記された主催者が発行するパンフレット等、参加申込書、請求書、支払いを証明する振込の控え等、成果品(写真等)を実績報告時に提出する必要があります。

Q7. 高度外国人材を確保できたため試用期間を設けて雇用したいと考えているが、当該試用期間に係る人件費を補助対象経費として申請できるか？

A7. 本補助金においては、いかなる場合においても人件費は補助対象経費として認められません。したがって、この場合における人件費についても補助対象経費として申請することはできません。

Q8. 今年度から、10万円以上の広報費(多言語)・委託費・外注費は、積算内訳の記載がある見積書の添付が必須となったが、なぜ申請時においても見積書の添付が必要なのか？添付しない場合はどうなるか？

A8. 広報費(多言語)・委託費・外注費の過去の実績では、申請時点においては事業の詳細や事業費が不確なこともあり、概算により十分余裕をもった支出額を計上して申請されるケースが多く見受けられました。その結果、補助金採択後の事業実施段階において事業費の大幅な減額となり、これにより補助金額も大幅な減額となることから多額の補助金不用額が発生していました。

こうした状況から、広報費(多言語)・委託費・外注費について、事業内容を精査したうえで見積書を取得いただき、実績額により申請していただくことで、より多くの補助金採択者を確保することができるため、申請時においても積算内訳の記載がある見積書の添付を必須としたところです。

また、申請時に積算内訳の記載がある見積書の添付がない場合は、審査において補助対象経費として認められず、補助金申請額を減額します。

<補助対象経費について>

【展示会・商談会等参加費】

Q9. 海外から調達していた部品を国内からの調達に切り替えるために参加する国内展示会の出展費は補助対象になるのか？

A9. 国内企業のみを対象としている国内展示会への出展費は補助対象になりません。

Q10. 国内で開催される展示会で、国内企業並びに海外企業もターゲットとしている場合は、補助対象になるのか？

A10. 海外企業との取引拡大の効果が見込める内容であれば、国内展示会への参加費も補助対象になります。交付申請の際に、展示会の資料を添付してください。

Q11. 「個別商談」事業は、補助対象となるか？

A11. 本補助金においては、「展示会・商談会」等の名称で開催されるもので、参加する企業等が自社製品やサービスのPR等を実施する場合は、補助対象としており、これらPR等の結果、「個別商談」まで結びついた場合の当該「個別商談」は、補助対象としています。

しかしながら、当該「展示会・商談会」等への参加をせず、又は当該「展示会・商談会」等に関わらない企業等と「個別商談」を行う事業は、通常の営業活動の一環とみなし、補助対象となりません。

Q12. 直近1年以内に米国から部品・素材を調達していたが、新規に欧州からも調達を開始することを目的に、米国で開催される国際展示会にて欧州企業と商談しようと考えている。この場合、展示会参加費、通訳費は補助対象となるか？

A12. 補助対象となります。

Q13. 展示会で配布するチラシとパンフレットを海外向けに翻訳と印刷を行う場合、補助対象となるか？

A13. 補助対象になります。経費区分は、展示会・商談会等参加費になります。ただし、展示商談会を除く翻訳と印刷については、翻訳料のみ翻訳通訳費の対象として認められ、印刷は補助対象外になります。

Q14. 通常、海外展示会に出展する際には、通訳者に商品説明を任せるが、その際、通訳者の商品に関する理解が乏しいため売り込みがうまくいかないことが多いため、通訳者向けに商品の説明マニュアルを作成したいが補助対象となるか？

A14. 補助対象となります。

Q15. オンライン展示会に出展をする際の契約は通常1年契約というケースが多いが、契約金1年間分を補助対象として認めることは出来るか？また契約に付随する初期費用も同様に、補助対象経費として認められるか？

A15. 契約金については補助対象期間を月割計算した金額のみ認められ、補助対象期間外の部分については補助対象外になります。交付決定前に契約と支払いをした初期費用については、補助対象になりません。交付決定日以降に契約し、補助対象期間中に支払いが完了した経費が対象となります。

【海外旅費】

Q16. 海外の商談会・展示会への参加に必要な旅費の全てが対象となるのか？

A16. 補助対象になるのは日本から商談会・展示会開催国への航空券(航空賃、空港使用料、海外空港諸税、燃油サーチャージ、航空保険料、旅行代理店を通して航空券を手配した際の手数料(航空券代の20%を限度とする)を含む)に限ります。

なお、空港までの国内旅費や通常の業務活動・営業活動にかかる旅費、現地交通費及び宿泊料、レンタカー代は対象外です。

Q17. 「海外旅費の補助対象経費に占める割合は、補助対象経費総額の2分の1を上限とする。」となっているが、展示会参加費30万円、委託費20万円、海外旅費150万円で経費総額が200万円であった場合、いくらまで補助対象経費として認められるか？

A17. 海外旅費の補助対象経費への計上は、海外旅費を除いた補助対象経費50万円と同額までとなります。この場合ですと、展示会参加費30万円＋委託費20万円＋旅費50万円の計100万円が補助対象経費となり、補助額の上限は50万円となります。

Q18. エコノミークラス(普通クラス)以外の航空券を利用した場合であっても、エコノミークラス(普通クラス)相当の金額を補助対象とすることができるか？

A18. 補助対象とはできません。エコノミークラス(普通クラス)による実費額のみが補助対象となります。

Q19. 航空券の購入に際しポイント・マイル等割引制度を利用した場合であっても、海外旅費の補助対象とすることは出来るか？

A19. 割引制度の利用は差し支えありません。ポイント・マイル等割引制度を除き、実際に申請者が支払いを行った金額が補助対象経費になります。

Q20. 海外展示会・商談会出展にかかる旅費を補助対象として申請したいが、海外渡航計画に展示会・商談会出展以外の行程が含まれていても補助対象となるか？

A20. 原則、海外展示会・商談会の前後3日間までの行程が含まれている場合に限り補助対象となります。したがって、前後3日を超える行程が含まれている場合は補助対象とはなりません。

ただし、海外渡航計画の中に含まれる展示会・商談会出展以外の行程が、海外ビジネス展開に資すると合理的に判断されるものであり、かつ展示会・商談会の日程(準備・撤収を含む)に比して大きなものでなければ、前後3日を超える行程であっても補助対象と認められる場合があります。

Q21. 航空賃と宿泊費等がセットになっているパッケージ商品を購入して海外展示会・商談会に出展したいが、この商品の販売価格の内訳がわからないため全額を補助対象経費としてよいのか？

A21. パッケージ商品であっても航空賃対象部分のみが補助対象となります。

したがって、パッケージ商品で販売価格の内訳が分からないものは、補助対象経費とはなりません。

Q22. 展示会・商談会に合わせて展示会・商談会開催国以外も訪問してビジネス活動を行いたい、展示会・商談会開催国以外が目的地に含まれる航空賃であっても、補助対象経費となるか？

A22. 展示会・商談会の参加に必要な最小限度の金額が補助対象となるため、行程に必須となる乗り継ぎ以外で展示会・商談会開催国以外に訪問した場合は、補助対象となりません。

Q23. 搭乗券半券を紛失した場合、実績報告時に提出する代替の証明書はどのようなものがあるか？

A23. 航空会社へ搭乗証明書の発行を依頼し、提出してください。

Q24. インターネットで航空券の申込をする際、仕様書や見積書が発行されない場合や発注書の提出が省略される場合はどうするか？

A24. 領収書や請求書に旅程、搭乗者名、料金、料金内訳、航空便の内訳が記載されていれば、仕様書や見積書、発注書の提出を省略することができます。

【広報費(多言語)】

Q25. もともと英語版のパンフレットやチラシを持っているが、海外企業の目をさらに引くために、デザインを変更したい。その経費は補助対象となるか？

A25. 補助対象となります。経費区分は、「広報費(多言語)」になります。

【委託費】

Q26. 海外の展示会に出展したいが、海外からの特定国を対象にする入国制限があり現地に行くのが困難なため、現地事業者事業委託して出展するが、その場合の委託費は補助対象となるか？

A26. 補助対象となります。経費区分は、委託費になります。委託契約書を締結のうえ実施してください。また、この場合、実績報告時には、「公募案内」の7ページの「9事業実施に係る留意事項」の「(1)展示会商談会等への参加・出展事業」について、参加・出展に伴う業務を他の事業者へ委託もしくは共同で実施する場合は、以下の点にご注意ください」に記載の資料の提出が必要です。当該委託契約を締結する前に必ずご確認のうえ実施してください。

Q27. 海外の展示会に他社と共同で出展したいが、この場合においても補助対象となるか？

A27. 補助対象になります。ただし、この場合、共同で出展する事業者の中から代表事業者をあらかじめ決めておき、当該代表事業者が出展申し込みから経費の支払いまでの業務を代表して実施してください。また、事業実施前に委託契約書を締結しておく必要があります。詳細については、「公募案内」の7ページの「9事業実施に係る留意事項」の「(1)展示会商談会等への参加・出展事業」について、参加・出展に伴う業務を他の事業者へ委託もしくは共同で実施する場合は、以下の点にご注意ください」をご確認のうえ実施してください。

Q28. 委託費における実績報告時の証拠書類の提出は、何が必要か？

A28. 委託費においては、実績報告時に次の資料を提出してください。事業が終わってからでは取得できない資料もありますので、発注または委託契約書を締結する前にあらかじめ相手方に確認しておく必要があります。

①仕様書または見積依頼書

※見積書を取得するにあたり、どのような業務を委託するのかを詳細に記載したものがが必要です。

②2社以上の見積書

※「一式●●●円」の見積書は認められません。仕様書または見積依頼書に記載された委託業務ごとの金額が総額の内訳として記載されていなければなりません。

③発注書または業務委託契約書

※何の業務を委託するのかを明確に記載してください。

④納品書または委託業務完了報告書

⑤請求書

⑥委託業務の成果品

※委託した業務ごとの成果品(調査報告書や写真など)の提出が必要です。

⑦支払いを証明する振込の控え等

⑧その他の提出資料

※展示会・商談会等の出展業務を委託した場合や、委託した業務を発注先が他の事業者等に発注した場合は、委託先事業者の支払いに係る証拠書類(見積書、発注書、納品書、請求書、支払いを証明する振込の控え等)の提出が必要です。

この場合、発注先または委託先事業者が提出を拒む場合もありますので、あらかじめ、委託先事業者を選定する際に当該内容を伝え了承を得ておく必要があります。

Q29. 業務委託の委託先による一部業務の再委託は可能か？

A29. 基本的に再委託は認められません。ただし、海外の市場調査について、現地市場に詳しい海外コンサルタントとネットワークを有する国内の市場調査専門事業者へ委託する場合のみ認められます。この場合においても、委託先や再委託先は、補助事業者が実績報告時に提出すべき証拠書類(仕様書、2社以上の見積書、発注書もしくは業務委託契約書、納品書もしくは委託業務完了報告書、請求書、支払いを証明する振込の控え等、成果品(写真等))を取得・整備し、実績報告時に提出しなければなりません。

【原材料費】

Q30. 海外向けの新菓子の試作開発のため小麦粉を購入するが、補助対象になるか？

A30. 試作開発のために使用する限り補助対象になりますが、販売を目的とした製品の原材料購入費は補助対象になりません。事業計画書(第1号様式の2)に詳細を記載するようにしてください。なお、購入する原材料等の数量は試作用として使用する必要最小限にとどめることとし、補助事業完了時点での未使用残存品に相当する経費は、補助対象となりません。

また、実績報告時には、試作用として使用する必要最小限にとどめたことを明確にするために、時系列に在庫の受払がわかる資料や試作内容(過程・完成とも)がわかる現品の写真を提出する必要があります。

【外注費】

Q31. 海外展開のためパソコンやクレジットカード決済端末機等の物品を購入する場合や、社内にオンライン商談会用ブース等の設備を整備する場合は、補助対象になるか？

A31. 施設整備費は補助対象になりません。また物品購入は、試作品製作にかかる原材料購入費でない限り補助対象にはなりません。Wi-Fiルーター等の備品購入も補助対象になりません。

Q32. 部品の調達先国を変更する場合に変更先国の部品が調達基準を満たすものを検査する費用がかかるが、補助対象となるか？

A32. 補助対象となります。ただし、補助対象期間内に検査結果が出ており、費用の支払を終えていることが必要です。

【翻訳通訳費】

Q33. 商談が成立した際の契約書の翻訳費用は対象となるか？

A33. 補助対象となります。

【輸送費】

Q34. 関税及び輸入消費税が補助対象経費から除外されているのはなぜか？

A34. 関税及び輸入消費税は、国内の公租公課であるため補助対象経費となりません。国内の通関当局に支払う関税及び輸入消費税は補助対象経費から除外して申請してください。

Q35. 国内に支社を持つ海外企業にサンプルを送付する際の輸送費は補助対象経費となるか？

A35. 当該海外企業が自国での販売を念頭にサンプルを入手する場合は、補助対象経費となります。事業計画書(第1号様式の2)にサンプルの送付目的を記載してください。

Q36. 部品・素材の調達先又は製品の販売先が負担した費用も補助対象経費となるか？

A36. 補助対象となりません。本補助金の交付申請者が負担した費用のみが補助対象経費となります。

<審査について>

Q37. 「令和2～3年度海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金」、「令和4～6年度海外ビジネス展開支援補助金」で採択された展示会と同じ展示会でも申請できるか？

A37. 申請できますが、審査に当たり、過去の補助事業の内容を踏まえ審査を行います。事業計画書に過去の補助事業との違いがわかるように記載してください。また、企画性(海外ビジネス展開を図るために適切な目的であって、かつ効果が見込めるか)を重視して採択を行います。

Q38. 今回初めて申請しますが、審査においては過去に採択された実績がある申請者と同等の評価が行われるのですか？

A38. 審査は、企画性、実現性、合理性の評価基準に基づいて全申請書を一律に審査し、評価点に応じて予算の範囲内で採択します。その際、令和2～3年度の「海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金」並びに令和4～7年度(第1期)の「海外ビジネス展開支援補助金」に採択されていない申請者、及び今回が初めての申請者は、当該評価点に加点措置します。

<事前着手制度>

Q39. 交付決定日前の10月に開催される展示会に出展しようと考えている。出展費用やこれに付随する費用は補助対象経費として認められるか？

A39. 原則、交付決定日以降でなければ補助対象経費として認められません。ただし、公募開始日(令和7年8月20日)～交付決定日(令和7年11月上旬予定)の間に補助金交付申請書及び事前着手承認申請書を提出し事前着手が承認された場合は、補助対象経費とすることができます。

Q40. 交付決定を受けていないが、展示会の出展申込みをしてもよいのか？

A40. 展示会・商談会等への参加・出展申込みに関し、交付決定日及び事前着手承認日以前であっても構いません。ただし、申込とともに請求書が発行され、その支払をもって申込みが完了する場合は、補助対象となりません。請求書の発行、支払は交付決定日もしくは事前着手承認日以降でなければ認められません。

Q41. 事前着手の承認が得られた場合でも、採択審査の結果、不採択となった場合はどうなるのか？

A41. 事前着手承認は、補助金交付決定を確約するものではありません。したがって、補助金申請の審査により不採択となった場合、補助金の交付を受けることはできません。

<変更申請>

Q42. 交付決定を受け、補助事業実施期間中に当初の計画から事業内容に変更が生じようとする場合、どのように対応すればよいか？

A42. 以下の①～③のいずれかに該当する変更が生じる場合は、あらかじめ、変更申請書(第3号様式)を提出し、その承認を受けなければなりません。

①補助事業の内容に著しい変更が生ずる場合

②支出計画書にない新たな経費区分が発生する場合

③補助対象の経費区分ごとの総額又は補助対象経費総額が40%以上増加又は減少する場合

Q43. あらかじめ変更申請書を提出せずに、その承認を受けることなく補助事業の内容もしくは経費の配分の変更をした場合どうなるか？

A43. 承認を受けることなく補助事業の内容や経費を変更した部分については、補助対象となりません。必ず、補助事業の内容もしくは経費の配分の変更をする前に変更申請書を提出し、承認を受けておく必要があります。

変更が生じる場合は、変更申請書提出の可否を含めた事務手続きをご案内しますので、まずは事務局にご連絡ください。